

## 香南小学校 PTA 旅費規程

第1条 この規程は、香南小学校 PTA の高松市香南町内外の会議出席等に係る旅費支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 旅費の支給対象者を、次のとおり定める。

- (1) 本会における会長、副会長、監査、書記、会計
- (2) その他会長が特に必要と認める者

第3条 旅費の支給対象となる会議、行事等を次のとおり定める。

- (1) 高松市 PTA 連絡協議会が主催もしくは共催する会議、行事等への出席
- (2) 香南地区コミュニティ協議会の総会もしくは主催行事のうち、本会に出席の依頼があったもの
- (3) 香南校区青少年健全育成連絡協議会の総会もしくは役員会への出席
- (4) 香南地区子ども会育成連絡協議会の総会もしくは役員会への出席
- (5) その他会長が特に必要と認めるもの

第4条 旅費の支給金額は、次のとおり定める。ただし、他団体等から旅費の支給がある場合には支給しないこととする。

- (1) 高松市香南町内で開催された場合は、500 円とする。
- (2) 香川県内かつ高松市香南町外で開催された場合は、1,000 円とする。また、公共交通機関における往復運賃もしくは駐車場代を支給する。
- (3) 香川県外で開催された場合は、その必要額を考慮し、決定する。

第5条 その他、必要なものは会長が別に定める。

附 則 この規程は令和5年4月1日より適用する。